

議案第 86 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和
43年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の4第5項中「100分の5」を「死亡若しくは負傷の原因である事
故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しく
は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下これらの日を「事故発生日」という。）
における法定利率」に改め、同条第6項中「100分の5」を「事故発生日におけ
る法定利率」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の障害補償年金前払一
時金に係る障害補償年金の支給停止期間及び額の算定について適用する。